

## 4月からの準備はできていますか？ その3. 面接指導

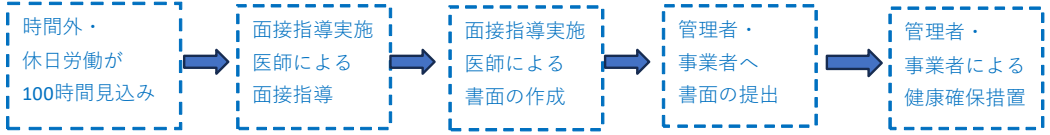
令和6年（2024年）4月から、時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師全員が受ける新しい”面接指導”が始まります。この面接指導は、A水準の医療機関の医師も、病院長などの管理監督者（以下「管理者」）も対象となります。当センターに問い合わせのある医療機関の中には、勤務医の負担を軽くするために管理者が宿日直を数多くされていたり、宿日直許可をとらずに管理者だけで夜間や休日の業務を行っていたりするところがありますが、管理者の皆さんも面接指導の対象であることには変わりありませんので、時間外労働時間の把握をすることはもちろんのこと、月100時間以上になるときは面接指導を必ず受けてください。

新たな面接指導の仕組みは下表を参照ください。また、この面接指導の実施は、令和6年度から医療法第25条第1項の立入検査に新たに追加されますので、ご準備をお願いします。

### 面接指導の仕組みのポイント

厚労省作成資料

- 2024年4月から、時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師全員が受ける新しい”面接指導”が始まります。
- 従来の労働安全衛生法に基づく面接指導とは異なる仕組みですので、医療機関では**新たに**実施体制を構築する必要があります。

<p>管理者の義務 (注)副業・兼業先の管理者にも義務があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 面接指導対象医師に対し、<b>面接指導を実施すること</b></li> <li>● 面接指導実施医師に、面接指導に必要な情報を提供すること</li> <li>● 面接指導実施後、健康確保措置についての面接指導実施医師の意見を聞くこと</li> <li>● 必要なときは、<b>面接指導対象医師の健康確保のため、労働時間の短縮、宿直の回数の減少、その他の適切な措置を行うこと</b></li> <li>● 面接指導、面接指導実施医師の意見、健康確保措置の内容を記録、保存すること 等</li> </ul>
<p>面接指導の対象者 (面接指導対象医師)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>時間外・休日労働が月100時間以上</b>となることを見込まれる医師が対象です。</li> <li>● <b>A～Cのどの水準が適用されているかにかかわらず対象</b>になります。</li> <li>● <b>対象者が面接指導を希望しているかどうかにかかわらず実施する必要</b>があります。</li> <li>● 対象者には面接指導を受ける義務があります。</li> </ul>
<p>面接指導を行う医師 (面接指導実施医師)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>面接指導は面接指導実施医師が行います</b>。当該医師になるためには以下が必要です。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面接指導対象医師が勤務する病院又は診療所の管理者でないこと</li> <li>・ 「面接指導実施医師養成講習会」の受講を修了していること</li> </ul> </li> </ul> <p>(※)上記を満たしていれば産業医でなくても面接指導実施医師になります。 また面接指導実施医師になるためには、産業医であっても上記を満たす必要があります。</p>
<p>面接指導の流れ</p>	
<p>面接指導実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として時間外・休日労働が<b>100時間以上となる前に実施する必要</b>があります。</li> </ul>
<p>履行確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要な面接指導を実施しなかった場合には<b>医療法違反</b>になります。</li> <li>● 2024年4月以降、面接指導の実施は、医療法第25条に基づく立入検査(医療監視)の確認項目となります。</li> <li>● 必要な面接指導を実施せずに月100時間以上の時間外・休日労働をさせた場合は<b>労働基準法違反</b>にもなります。</li> </ul>

管理監督者が必要な面接指導を実施せずに月100時間以上の時間外・休日労働をした場合は、医療法第25条第1項の立ち入り検査の際の指摘事項になります。



高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

## 高知県医療勤務環境改善支援センター

(事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyokaizen>

E-mail [kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp](mailto:kinmukankyokaizen@kochi-mrr.or.jp)

勤務環境のことならお任せ

